

第 88 回（平成 31 年 4 月）

浜田地区広域行政組合議会
臨時会会議録

浜田地区広域行政組合議会

第 88 回（平成 31 年 4 月）浜田地区広域行政組合議会臨時会会議録

1 日 時 平成 31 年 4 月 23 日（火）午前 11 時 00 分 開会
2 場 所 浜田市役所 5 階 浜田市議会全員協議会室

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 承認第 1 号 専決処分の承認について
- 第 4 議案第 6 号 訴えの提起について

本日の会議に付した事件

- 承認第 1 号 専決処分の承認について
- 議案第 6 号 訴えの提起について

会 議

午前 11 時 00 分 開会

議長（牛尾昭議長） 第 88 回浜田地区広域行政組合議会臨時会を開催いたします。

ただいまの出席議員は 9 名で議会は成立しております。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、朗読は省略いたします。

議長（牛尾昭議長） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定により、議長において指名いたします。

5 番、小川稔宏議員、6 番、多田伸治議員のお二人にお願をいたします。

議長（牛尾昭議長） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日 1 日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日と決定いたしました。

日程第 3、承認第 1 号、専決処分の承認についてこれを議題といたします。
事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 承認第 1 号専決処分の承認についてご説明申し上げます。議案の 1 ページをお開き願います。

本案は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、浜田地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例を平成 31 年 3 月 31 日付で専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。2 ページに改正条文の逐条を載せておりますが、3 ページの提案条例説明資料に主な改正点をまとめており、この資料で説明をさせていただきますので、議案と併せてご覧願います。

まず、目的、理由についてです。平成 31 年 10 月の消費税率 10 パーセントへの引き上げに併せ、介護保険法施行令の一部改正に基づき行われる公費投入による介護保険料段階の第 1 段階から第 3 段階の者に対する軽減強化のため、介護保険条例の一部を改正するものです。

次に、概要をご覧願います。平成 31 年度の保険料軽減については、平成 31 年 10 月の消費税率引き上げによる財源の手当であることを反映し、平成 32 年度以降の完全実施時における軽減幅の半分の水準に設定します。すなわち、第 1 段階の保険料率を 0.45 から 0.375 に、第 2 段階の保険料率を 0.7 から 0.6 に、第 3 段階の保

険料率を0.75から0.725に変更するものです。各段階の保険料の額は表のとおりです。

なお、施行期日は平成31年4月1日としております。

以上が改正概要でございます。詳細につきましては、逐条をご参照の上、ご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（牛尾昭議長） ただいまの承認事項について、質疑はありませんか。
はい、多田議員。

6番（多田伸治議員） 政府与党の方から消費税増税率アップの延期中止という話がありました。仮にそういうことがおこった場合はどうなるのか伺います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） すみません。3月22日の通知しか見ていないんですけども、まだ、通知がはっきりとしたものがないので、これで計算して実施しようと思っています。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6番（多田伸治議員） その10パーセント引き上げに合わせてというようなことで保険料を軽減するという話になっているんですが、その消費税の税率アップに対してこのぐらいの軽減で高齢者の生活を支えるのに十分な軽減になるというふうにお考えですか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。軽減される方は1段階、2段階、3段階の低所得者の方になります。結構、税率がかなりの軽減税率になりますので、これで十分かといえばそうではないと思いますが、かなりの軽減でご負担は少なくなると考えております。

議長（牛尾昭議長） 他にありませんか。西村議員。

8番（西村健議員） ちょっと今、条文を見ていたんですけども、ここの組合の介護保険条例第3条第2項の条文です。平成30年度を31年度にというふうになっているんですが、私が見ているのは30年度という記載がないんですけども、この条文に。

それから、3万7,692円を3万1,410円にというふうに改めると書いてありますけども、これも3万7,692円というのがないんですけども。差し替えが出来る

んでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長

介護保険課長（三浦介護保険課長） 議員のお手元には既に差し替えたものが届いているということになります。

8 番（西村健議員） 差し替えてあるんか。専決だからか。

議長（牛尾昭議長） 他にありませんか。西村議員。

8 番（西村健議員） 専決になった時間的な経過というかその背景だけ教えてください。

議長（牛尾昭議長） 専決になった背景。

介護保険課長（三浦介護保険課長） 通知が来たのが 3 月 29 日付けだったと記憶しております。そして、実施させていただきました。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。

介護保険課長（三浦介護保険課長） 国からの通知がその日に来たことです。

議長（牛尾昭議長） いいですか。他にこの件質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これより本案を採決いたします。日程第 3、承認第 1 号、専決処分の承認について承認をすることにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） ご異議なしと認めます。よって、本件は承認されました。

日程第 4、議案第 6 号、訴えの提起について、これを議題といたします。
事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 第 6 号訴えの提起についてご説明を申し上げます。
議案書の 4 ページ、5 ページをご覧ください。

この議案は、去る 4 月 17 日に控訴審判決があった老人福祉法に基づく改善措置命令処分等取消請求控訴事件について、最高裁判所に上告を提起し、また上告受理を申し立てたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

上告の相手方は、浜田市港町275番地3、合同会社喜楽安代表社員濱村史栄です。

上告及び上告受理申し立ての趣旨は、判決文を精査し上告について審査した結果、控訴審判決の被控訴人敗訴の部分について容認できるものではないと判断したため、原判決を破棄し相当の裁判を求め最高裁判所に上告し、上告受理を求めることがあります。なお、管轄裁判所は最高裁判所であり、本件の訴訟は弁護士に委任することとしております。

提案は以上のとおりです。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（牛尾昭議長） 只今の提案について質疑はありませんか。

10番（山根兼三郎議員） この度の訴訟は24年から始まった事案に基づくものなんんですけど、事務の流れとして県のほうが老人福祉法と、組合が介護保険法に基づく改善とか指定の一部停止ということなんんですけど、この次の再発防止の改善計画の策定とか実施、それと業務管理体制の整備ということと、その後にいわゆる確認ですよね、モニタリングっていうふうに事務の流れが続くとは思うんですけど、今回の訴訟においていわゆる虐待というか事実関係はなかったということは、こういった再発防止の改善計画とか、いわゆるその後の確認作業っていうのが、今行われているのかどうかっていうのを確認しておきたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。当初のところでですね、改善計画は花みずきのほうに提出されています。あと、虐待防止の研修も保険者のほうも他のところも何とか開催しておりますので、そのところにもきちんと虐待防止の研修に参加するように勧奨はしております。

議長（牛尾昭議長） 今の答弁でいいですか。山根議員。

10番（山根兼三郎議員） 改善計画はこちらが向こう側に渡すという形なんですか。普通は指導を受けたほうが作って提出をして、その後組合やら県のほうがきちんとやっていますかっていうことで確認をして行くような、私、流れじゃないかなというように思つたんですけど、こういったことが今、訴訟の段階で結局向こうが認めてないということは、今の改善計画とかその辺の施設ですね、そういったことに対する措置がですね、きちんと今の段階で行われているかどうかっていうのは、行政側として確認されているのかどうかっていうのをお聞きしたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。直近ではですね、29年の3月に実地指導のほうにこちらの指導係のほうが入らせていただいて、確認をしております。

29年の3月というのは更新時期に併せて入らせていただいているので、項目がありますのできっちっとそれに沿って確認をさせていただいている。

10番（山根兼三郎議員） 現在、問題ない。

議長（牛尾昭議長） はい。

介護保険課長（三浦介護保険課長） 29年3月時点では問題なく、その後特段、そういういった問題があるという情報は入っておりません。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。
多田議員。

6番（多田伸治議員） 1審でも2審でも虐待の有無そのものを争うというような姿勢でこの花みずきは原告として裁判争われるとんですが、上告することによってその虐待の事実そのものが否定されるというような心配はないですか。

議長（牛尾昭議長） はい。介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。この度の高等裁判所の判断ではですね、むしろ詳細に虐待の認定のことは容認されていました。ただ1点、先程お話しになりましたが、低栄養でそういう食事のバランスが崩れている方の項目については認められていませんでしたけども、その他のことについては高等裁判所でも容認されていますので、その辺は大丈夫だと確認しております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。他に質疑はございませんか。
小川議員。

5番（小川稔宏議員） はい。この裁判を闘うことについて、基本的には賛成なんですけども、ただ、市民の方に対する説明責任と申しますか、この裁判を闘う組合側の大義名分というところは、ある程度市民の皆さんも分かりやすく説明する必要があるんじゃないかと思っています。それはあくまでもそういう施設における利用者への虐待っていうことは絶対に許さないという、そこで利用者の人権を無視するようなそういうふうなサービス事業者については、行政としては絶対に許さないという態度を示すという意味があるのではないかと思っています。そういう点についてはきちんとその辺も踏まえて説明をしながら、裁判を是非とも進めていただきたいというふうに思います。この辺についてのお考えがあればお願ひしたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） はい。広域行政組合のほうで所管しております事業所に対しては毎年集団指導といいまして、事業者に一堂に会してもらって指導を行う場があります。

今年も3月に行いましたんで、この判決が早ければその場ででも、そうした例も示した説明ができたとは思いますが、また毎年ありますのでまたそういった場、また先程課長も申しましたように実地指導等に定期的に入つります。あるいは各種の研修会もありますので、そうした場でも虐待の防止その他サービスの向上についての指導も行って参りたいと考えております。

議長（牛尾昭議長） 今の答弁でよろしいですか。他にはございませんか。よろしいですか。

そういたしますと、これより本案を採決いたします。

日程第4、議案第6号、訴えの提起について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

この際、管理者より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。
管理者。

管理者（久保田管理者） はい。第88回組合議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆さんには、年度初めの大変お忙しい中、この臨時議会にご参集賜りありがとうございます。また、提案いたしました議案につきましては、慎重にご審議の上、可決を賜り厚く御礼申し上げたいと思います。

特に2番目の裁判の件でございますけども、これにつきましては皆様方から本日様々ご意見等も頂戴いたしました。しっかりとこういったご意見をですね、受け止めさせていただきまして、また、当面は弁護士法人佐和法律事務所を通してですね、上告することになろうかと思いますけども、法律事務所との連絡を密にしながらですね、行って参りたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

終わりにあたりまして、平成もあと残り1週間ということになりました。新しい令和という時代を迎えることになりますけれども、議員の皆さんおかれましては、健康に十分にご留意いただきまして、ますますご活躍されますよう祈念いたしまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

議長（牛尾昭議長） 以上で本日の予定は終了いたしました。

以上をもちまして、第87回浜田地区広域行政組合議会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。

(午前11時40分 散会)

出席議員（9名）

2番	西川	真午	議員	3番	鍛治	恵巳子	議員
4番	田中	利徳	議員	5番	小川	稔宏	議員
6番	多田	伸治	議員	7番	上野	茂	議員
8番	西村	健	議員	9番	牛尾	昭	議員
10番	山根	兼三郎	議員				

説明のため出席したもの

管理者	久保田	章市	副管理者	山下	修
副管理者	近重	哲夫	事務局長	宇津	光
総務課長	渡邊	哲也	介護保険課長	三浦	文子
会計管理者	湯淺	明百美			

職務のため出席したもの

総務係長	三浦	幸司	専門員	小浴	常介
主任主事	佐々木	智恵			

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

浜田地区広域行政組合議会議長

浜田地区広域行政組合議会議員

浜田地区広域行政組合議会議員